

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年8月3日

茨城県監査委員	山岡恒夫
同	舘静馬
同	深谷一広
同	羽生健志

(指摘事項)

監査対象機関名 県立竜ヶ崎第一高等学校	監査実施年月日 令和2年3月12日
○監査の結果 県立学校授業料の徴収事務について、組織の管理執行体制が不十分であったことにより、以下の不適切な事務処理を行ったことは適切でない。 (1) 授業料の口座振替事務について、調定決議の突合を行っておらず、調定と異なる事務処理を行ったことにより多額の収入未済及び過誤納金を発生させたこと。 (2) 就学支援金の結果に係る通知書について、決裁を経ずに公印を押印し、かつその通知書を3か月放置していたこと。	
○措置状況 (1) 生徒在籍者数、授業料納入義務者数及び就学支援金該当者数の一年間の変遷を調査し直し、毎月の正しい調定額を算出しました。その上で、調定額誤りを修正し、就学支援金未払者には支援金を支給し、過誤納者には授業料を返金し、授業料未納者からは収納をし、是正いたしました。 (2) 就学支援金の申請状況や結果などについては、担当者任せにせず、副担当者をはじめとする事務職員全員で進捗状況を把握し、事務処理の遅れや誤りが発生しないように注意します。	